

社会教育判例研究 2
放課後の校庭での野球バット打撲による受傷事件
—学校開放とスポーツ事故—

三 浦 嘉 久*

School extension and sport accident
— A study of judicial precedents in sport and recreation 2 —

Yoshihisa MIURA*

On the playground in “M” Municipal elementary school in Yokohama City, a baseball bat which K, a schoolboy in the 6th grade, swung at the ball in the baseball game slipped off his hands to the face of the plaintiff, a schoolboy, in the 1st grade, injured seriously in the accident. The plaintiff, watching the game on the morning assembly platform about 6 meters apart from the batter’s box.

The plaintiff brought a law suit against Y City, the defendant, for tort liability. The plaintiff contended that Y City under the supervision of which the playground was open to the public should have taken some preventive measures from the such an accident.

The court passed judgement that the City was not liable for the plaintiff’s injury and his suit was dismissed.

The essential point of the decision is: that the accident happened after school when the school authority and the staff was off duty and that the accident was ordinarily not able to have been foreseen.

Under the circumstances the accident happened not in the area of school education, so the decision is, on the whole, persuasive and valid.

However, another passage of the decision that a supervisor who was hired by the Board of Education of Y City for school extension activities was immune to the tort liability has some questionable issues in it. For the supervisor should have a duty of due care to keep the safety of the public users, especially children, of the playground in school because such children would not actually receive an injury that was part of the ordinary risk of a sport in which they chose to participate.

KEY WORDS: *tort liability, school extension activities, playground open to the public, children’s safety.*

*鹿屋体育大学 National Institute of Fitness and Sports in Kanoya, Kagoshima, Japan.

1. 事 実

昭和49年10月21日、横浜市立M小学校校庭において、放課後、当時同小学校の6年生であったKが仲間の児童達と共に野球のノックをしていたところ、Kが振ったバットが同人の手からすべり抜け、打席から6メートル離れた位置にあった朝礼台に腰掛けていたX、当時同小学校の1年生であった、の顔面に当たりXは顔面挫創兼打撲傷などの傷害を受けた。

本件事故当時、M小学校の管理者である横浜市Yは同小学校において児童が放課後から午後5時まで同小学校を遊び場として使用することを黙認していた。

そこでXは、Yに対して、Yは学校開放による利用者に対し諸種の措置を講じて利用時の安全を配慮していると様様に、放課後校庭を使用して遊ぶ児童に対しても、利用時の安全を配慮すべく管理指導員を配置し若しくは担当教職員を放課後も残留させて右児童の指示監督にあたらせるなど、事故の発生防止のための具体的措置を講ずべき注意義務があるにもかかわらずこのような具体的措置を何ら講じていなかったのであるから過失があるとし、民法第709条により損害賠償を請求した。

これに対しYは、放課後児童が校庭を使用することを認めたことにより、直ちにYに右児童の利用時の安全を確保すべき義務を生ずるものではなく、校庭を使用する際の安全は児童本人、保護者など利用者側において確保すべきものであるから、利用者間において傷害事故に関し、本件のように学校施設の瑕疵に起因しないものについてまで、Yが受傷者に対し責任を負担すべき理由はないなどと主張して、争った。

裁判所は、Yに児童を監督すべき注意義務、事故発生防止のための具体的措置を講ずべき注意義務が存在することを否定して、Xの請求を棄却した。

2. 判 旨

(児童を監督すべき注意義務について)

“(イ)放課後校庭を使用して遊ぶ児童が、現に

危険な行為を行い、これにより通常事故の発生を予想しうる特段の事情が現認される場合には、在籍している学校長その他教職員としては敢えてこれを放置することは許されず、発見次第これを制止して事故の発生を未然に防止すべき義務があると解せられるものの、(ロ)これを越えて、一般的に放課後当該学校における教育活動とは全く無関係に、地域社会の利益便宜を考慮して事実上使用が黙認されているに過ぎない校庭において、これを使用する児童等についてまでも、およそ右使用によって想定しうるあらゆる事故の発生を未然に防止するため、担当教職員を定めこれを配置する等して右児童等の動静を常時注視し、禁止事項を遵守するよう監督すべき注意義務があるとまでは到底いいえないところである。

これを本件についてみるに、前認定の本件事故の発生状況によると、本件事故は、一般的に前記(ロ)で判示したようにYに校庭使用の管理監督義務のない場合に発生したものであり、更に同事故は、Kが野球のノックにとどまる程度でバットを振っていた際にはむしろ突発的に発生したものであるといえるべく、本件全証拠によるもその際右学校教職員において通常本件事故の発生を予想しうる特段の事情があったものと認めるに足る証拠もないから、本件事故は前示(イ)の場合にもあたらず、結局本件事故の発生につきYの責任はこれを肯認することができないことに帰着する。”

(横浜地裁昭和53年11月24日判決、『学校事故・学生処分判例集』第4巻1315・88頁)。

3. 研 究

(1)校庭開放とスポーツ事故

小学校の学校開放は公民館など社会教育施設がほとんどなかった戦前から発展し伝統的に地域の文化・スポーツ活動の身近な拠点として住民に親しまれている。戦後は法律的な裏付けもなされた。先ず教育の憲法ともいわれる教育基本法は、“国及び地方公共団体は図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。”(第7条2項)と「学校施設の利用」を規定した。

さらにこの規定を敷衍した学校教育法および社会教育法の規定がある。前者には“学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、または学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる。”(第85条)と規定され、後者には“学校の管理機関は、学校教育上支障のないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。”(第44条第1項)と規定されている。二つの規定は文言上の微妙なずれがあり、前者は学校開放に比較的消極的に、そして後者は積極的に表現されている。学校開放についてはスポーツ振興法にも規定があり“国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。”(第13条第1項)と規定されている。スポーツ振興法は社会教育法の特別法であるから、社会教育法の規定と同様に学校開放に積極的な規定となっている。

この学校開放は二つに分けて考えると便利である。一つは文化系開放であり、もう一つはスポーツ系開放である。前者は学校が各種学級や講座の実施機関、あるいは開設場所として利用される場合であり、後者は学校の施設が住民のスポーツやレクリエーション活動の場として利用される場合である。

校庭開放はおよそスポーツ系の学校開放の場合とあってよく、この種類の学校開放の中でも古くから住民になじみの深いものである。その形態は色々ある。一つは学校の中に住民が入ってくる場合で、横浜地裁・判決の表現によればM小学校のように一般には“同小学校における教育活動と無関係に同校の校庭を使用することが原則として禁止され、校庭の使用を希望する者は、事前に使用許可申請に基づく区長の許可を得ることを要すると定められていること”から校庭を住民が事前に管理権者の許可を得るなど所定の手続きを経て住民が主体となって使用する場合である。次には学校が地域社会の中に出て行く場合であり、“Yは、同小学校においてもいわゆる学校開放事業を実施

し、土曜日、祝日及び長期休業日を開放日とし、土曜日は放課後から午後5時まで、その他の開放日は午前9時から午後5時まで、同小学校の校庭を開放し、使用を希望する者は、事前に使用許可申請に基づく当該学校長の許可を得ることをもって足りると定められていること”から設置者が主体となって取り組む学校開放事業の一環である場合である。そして最後に“近時、同小学校周辺の地域においても過密化が進み、児童にとって適当な遊び場がきわめて少なくなりつつある現状にあるところから、やむをえず、同小学校では、慣例として従来より、学校開放が行われない平日の放課後においても午後5時に至るまで、同小学校の児童が、授業を終えて一旦下校した後再度登校して、同小学校の校庭を遊び場として使用することを認めてきた”例のように慣例として、あるいは事実上行われる校庭開放である。

本事案は慣例として行われている校庭開放の場合(以下「校庭開放」という)に起こったスポーツ事故に関するもので、この場合学校が積極的に校庭開放事業に取り組んでいるわけではないので安全管理に関する責任の所在が見えにくい。このような「校庭開放」におけるスポーツ事故は決して珍しくはない。例えば「小学校仮設グラウンドキャッチボールミス小学校生死亡事件」(大阪高裁, 昭和56年4月8日判決, 『学校事故・学生処分判例集』第4巻1315・120頁), 「中川中学校テニス審判台転倒幼児死亡事件」(仙台地裁, 昭和59年9月18日判決, 判例タイムズ542号, 249頁)がある。もっともこれらの裁判はいずれも施設・設備の瑕疵, 別言すれば施設・設備の安全性を問うものであった。

ところで本事案において、裁判所はこのような「校庭開放」にあっては①一般的には学校長ほか教職員は責任を負わないこと、しかしいわば②例外的に責任を負う場合もありそれは児童が現に危険な行為を行い、これにより通常の発生を予想しうる特段の事情が現認される場合であること、と判示している。

①についていえば、もしこのような事故が校庭ではなく、地方公共団体が設置する公園や広場で

起こったらどうであろうか。県や市町村は、公園等の使用によって想定しうるあらゆる事故の発生を未然に防止するため、担当職員を定めこれを配置するなどして子どもたちの動静を常時注視し、禁止事項を遵守するよう監督すべき注意義務があるとまではいえないであろう。本件のような「校庭開放」された校庭は一般に開放された公園の場合と同じであるとみることができる。すなわち「校庭開放」を“学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動”(社会教育法第2条)ではないととらえればそれは社会教育の問題となってもはや学校教育の問題ではなくなると考えられるのである。このように見てくれば①については肯定できる。

では「在校している学校長その他教職員」はこのように校庭で遊ぶ子どもに対して全く保護監督の義務を負わないのであろうか。ここでもし教職員ではなく一般住民であったらどうであろうか。本事案においてそこに居合わせた一般住民が、子どもたちが現に危険な行為を行い、これにより通常事故の発生を予想しうる特段の事情が現認される場合、その住民はそこにたまたま居合わせたとして敢えてこれを放置することは許されず発見次第これを制止して事故の発生を未然に防止すべき法的な作為義務がある、とまでいえないのではないだろうか。しかし教職員の場合は一般住民とは子どもに対する義務は異なってくる。裁判所は②のように判示して、教職員に対しては限定的に事実上の保護監督義務を認めたわけである。というのも学校内では校長、教師等は学校教育法により生徒を親権者等の代理監督義務者に代わって保護し監督する義務があるとされ(多数説)、このような義務は「校庭開放」の場合にも全く消滅してしまうというのではなく裁判所が判示するような一定の要件のもとで存続すると考えられるからである。従って②も肯定できる。

結局、ここで判旨は妥当である。

(2)学校開放事業とスポーツ事故

校庭開放がここにいう「校庭開放」ではなく設置者が主体となって校庭開放に取り組み学校開放

事業の一環である場合(以下「学校開放事業」という)がある。ここにおけるスポーツ事故をどうとらえるかの問題がある。

1960年代に入って、文化系の学校開放に代わってスポーツ系の学校開放に対する一般の関心が高まり、その必要性が広く認められるようになった。日本経済は高度成長期を迎え都市化が大きく進展しこれに伴って過密化の著しい都市部においては子どもの遊び場や勤労青年のスポーツ施設の不足が指摘されるようになったからである。

1961年に制定されたスポーツ振興法は、前述のとおりその第13条(学校施設の利用)で“国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。”(第1項)、そして“国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、当該学校の施設(設備を含む)の補修等に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。”(第2項)と規定した。本条はスポーツ施設をとおして広く国民一般にスポーツをすることを奨励するために設けられた規定の一つである。施設をとおしてスポーツを振興しようとする規定としては他に第12条があり、そこには国及び地方公共団体がスポーツ施設を整備するよう定められている。スポーツ施設整備の方向は本来第12条を原則として進められるべきであるが“それには巨額の前算や長年月がかかるし、専用設備といってもおのずから一定の限界がある”⁽¹⁾ということで、第13条による学校開放がいわば応急的なしかし不可欠なものとして特に規定されたのである。しかし実際は学校開放ははかばかしく進捗したとはいえず、“学校の体育施設を昼夜にわたって一般に開放するためには、夜間照明をはじめ一般利用者のための施設・設備・管理責任者、指導員、清掃人などの配置が必要であり、これらの整備はまだ著しく不備な所が多く、今後の対策が望まれる。”⁽²⁾という状態であった。

スポーツ系の学校開放が広がっていくのは早い所で1970年代のことであり、地域によっても違いがありその取り組みが他地域に比べて顕著であったのが東京都のような大都市である。1972年12月、

保健体育審議会はその答申(「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」)で“都市地域では一般に人口の集中にともなって生活の場や自然環境がせばめられ、人間関係も疎遠なものとなっており、生活の身近なところで手軽に利用できる体育・スポーツ施設がきわめて乏しい状況にある”⁽³⁾と指摘し、“体育・スポーツ施設の約7割を占める学校体育施設の効果の利用を推進する必要がある”⁽⁴⁾と提言している。しかしこのとき“管理運営上の問題などがあって、組織的・計画的にその施設を一般の利用に供している学校は8%程度にすぎない”⁽⁴⁾のものであった。

70年代後半に入って国は国民のスポーツ需要の高まりに対応する方策の一つとして学校体育施設の開放に積極的に乗り出すようになった。1974年12月、社会教育審議会はその建議(「在学青少年に対する社会教育の在り方について」)で適当な遊び場や身近な施設がないため“青少年の多くが、余暇を屋外での身体的な活動に当てることを志向しながらも、実際には室内で過ごしていることが多い。”⁽⁵⁾と問題を指摘し、“各種施設の整備、充実”⁽⁶⁾を提言し、“校庭、体育館、プールなどの学校施設の開放を促進するため、これに要する経費について財政的援助の措置を講ずるとともに、各種の団体や企業が有する民間施設についても青少年に広く開放するよう奨励する必要がある。”⁽⁶⁾と具体的に述べている。

その後、1976年6月26日付けで文部省が各都道府県委員会宛に出した文部事務次官通知(「学校体育施設開放事業の推進について」)は学校開放に拍車をかけたといわれる。この通知は“文部省においては昭和51年度から学校体育施設開放事業に関する予算措置等を更に充実しました。”⁽⁷⁾と周知するとともにその趣旨について“国民が健康で文化的な生活を営むためには、日常生活におけるスポーツ活動を活発にする必要があるが、近年、生活水準の向上や自由時間の増大等によりスポーツ活動に対する国民の欲求は急激に高まりつつある。このような地域住民の要請に応えるためには、公共のスポーツ施設を計画的に整備していくとともに、学校教育に支障のないかぎり、学校の体育施設の

効率的な利用を推進する必要がある。そのため学校体育施設開放事業を推進するものとする。”⁽⁷⁾と述べている。通知には、他に学校体育施設開放事業の実施主体、学校体育施設開放事業の対象となる施設、施設管理、学校体育施設開放事業の運営、学校体育施設開放事業に要する施設設備及び経費等があり、具体的な内容が盛られている。運動場や体育館などの体育施設が整備されている学校体育施設を地域のスポーツ施設不足のカンフルとして役立てていこうとするのが、この「学校体育施設開放事業」のねらいと解されている⁽⁸⁾。

ところで本事案の事故は1974年に横浜市で起っているが、横浜市における学校開放は1959年に全国に先駆けて開始されこの年に15校の小中学校の校庭開放を始めている。その後1968年に30校が校庭・体育館開放、1970年には8校の体育館開放、3校のプール開放が始まり、76年には小・中学校で、校庭全校開放と、先進的に学校開放に熱心に取り組んで今日にいたっている。

本事案はこのいわゆる学校開放事業の事例ではないが、関連があるので裁判所はこれについてもふれ次のようにいう。

学校開放事業の開設及び管理を所管する横浜市教育委員会では、“同委員会事務局社会教育部体育課長発行に係る「学校開放」と題するパンフレット(略)を利用者に対し配布し、そのなかで学校開放事業の趣旨目的を明らかにして同事業の概要を説明”している。

それとともに“利用上の注意として、Yは、利用時には利用者に生じた怪我及び事故について責任を持たないことを明記し、更に、学校長が学校開放による使用を許可した場合に許可申請者に対し交付する普通使用許可書にも許可条件として利用時の事故については利用者の責任及び負担となる旨明記して、その旨の周知徹底方を図っていること、学校開放により利用者が学校施設を利用する際の安全を図るため、右利用者の対象を明確な責任者のいる組織、団体等で、原則として指導者のもとに使用する者を限定し、右責任者及び指導者により利用者の安全が確保されることを期待していること、横浜市においては、学校開放制度を

実施するにあたり、地域の有志者の協力を得てそのなかから管理指導員を選出することにより、各開放校に管理指導員を配置することと定められていること、管理指導員は、学校長及び教職員に代わり学校開放時における学校施設の管理を担当する趣旨のもとに配置されており、そのため、その職務は自ずから学校施設の管理、体育用具の貸出にあたること等に限定されており、従って、このような管理を担当する立場上利用者の施設、用具の利用状況を巡視して回ることはあるものの、利用者がスポーツ等を行うに際しこれを指導したり、子供が遊ぶ状態をその場で指導監督することは行わないことが認められ”る。

“右認定事実によると、学校開放制度は、利用者が開放施設を利用する際の安全は、利用者側において確保すべきことを前提として運営されているものと認められ、管理指導員も前認定の限定された職務を担当するに過ぎず、保護者に代わって児童等の監督を行う地位にないことは明らかである”。

“横浜市における学校開放事業は、青少年の健全育成の場を確保すると共に、子供に安全な遊び場を確保する目的で開始された旨の記載がなされ、学校開放に対し、地域社会における体育活動の場を与えることと併せて、地域の子供達の安全な遊び場を与えるものである旨の記載がなされているが、前認定の学校開放制度の趣旨によれば、Yは、右記載をもって学校開放による利用者に対し、利用時の安全を保障した趣旨でないことは明らかである（略）”。

裁判所の判旨で問題になるのは管理指導員の意義である。前述の文部事務次官通知によれば“学校体育施設開放事業を実施する学校ごとに施設の管理、利用者の安全確保及び指導に当たる管理指導員を置くものとする”とされている。すなわち管理指導員の任務は①施設の管理、②利用者の安全確保及び指導である。他方、ある論者によれば、“この場合の管理指導員は、その勤務時間が平日の夜間、日曜日などの休業日というように変則的であることから非常勤職員か、もしくは、嘱託員によることになろう。そして、勤務時間が変則的

であることから非常勤職員1校に数名の管理指導員を配置し、交替制勤務にするなどの配慮が必要となろう。”⁽⁹⁾とされ、“管理指導員の任務としては、施設の管理と活動の指導とが考えられるが勤務の態様などからみて多くを期待することは無理であり、当面は施設の管理を中心とした任務となることでやむを得ないのではないかと考えられる。”⁽⁹⁾と①施設の管理を中心に主張される。これに関して裁判所は“管理指導員は、学校長及び教職員に代わり学校開放時における学校施設の管理を担当する趣旨のもとに配置されており、そのため、その職務は自ずから学校施設の管理、体育用具の貸出にあたること等に限定されており、従って、このような管理を担当する立場上利用者の施設、用具の利用状況を巡視して回ることはあるものの、利用者がスポーツ等を行うに際しこれを指導したり、子供が遊ぶ状態をその場で指導監督することは行わないことが認められ”ると判示しているから管理指導員の任務を①だけと限定的に解する立場に立ったわけである。

しかし判旨のような立論は現状をいくぶんか追認するきらいがあり、「青少年の健全育成の場を確保すると共に、子供に安全な遊び場を確保する目的で開始された」学校開放事業の目的からすればこれでよいのか問題が残るのではないだろうか。また、思うに、先述の「校庭開放」で横浜地裁は放課後の校長、教師にも例外的に事故発生防止義務を認めている。にもかかわらず専ら学校開放事業に当たる管理指導員が事故発生防止義務を負わないということは均衡を失すといえよう。従って学校開放事業に関する判旨には全面的には賛成しがたい。

なお、「大和台小学校回転塔児童転落事件」(東京地裁昭和49年3月25日判決、判例タイムズ310号223頁)は、1968年6月、放課後の学校開放制度下の校庭で、原告(小学校1年生)がメリーウエーブストライズ(回転塔)で遊戯中、上級生Aがこれを急激に回転させたことから振り落とされ、後頭部を強打して傷害を受けた事件であるが、ここで裁判所は次のように判示している。

“学校開放指導員は、被告中野区教育委員会に

よって一定の有資格者のうちから任命され、各学校に2名宛配置されているが、その主たる任務は、前述の制度目的に副って、児童生徒の施設利用を妨害する外部からの侵入者を排除して安全な遊び場の確保に努めるとともに自転車の走行や野球、ソフトボールのような他の施設利用者に危害を及ぼすおそれのある遊びを制止する等して随時児童生徒の遊びを指導すること、学校施設の管理、運動用具その他の備品の保管貸出に当ること等であるにとどまり、児童生徒の遊びに積極的に介入したり、終始遊びに立会ってこれを指導監督したりすることは期待されていない”。

すなわち東京地裁は学校開放制度の趣旨を“何とか制約の多い学校教育とは異なり、子供にできるだけ自主性、創造性を発揮させる場すなわち自由で安全な遊び場を確保することにある”と狭く解しつつ、その判旨は施設の管理が含まれていることおよび利用者の積極的な指導が含まれていないようであることは横浜地裁の判旨に共通である

が、学校開放指導員の任務に利用者の安全確保が含まれている点は異なっている。この判旨の方が横浜地裁の判旨よりもまだ納得がいく。

最後に、次のような見解がある。“開放事業を円滑に推進するには、利用者の活動中の事故防止に関する指導を徹底すると共に、利用者自身が進んでスポーツ傷害保険等に参加し、活動中の不測の事故に備えるよう指導することがたいせつである。これらの指導は、(略)利用団体の登録制を活用して利用団体の責任者を通じてこれを利用者にも周知徹底するようにすることが効果的であろう。また、発生した事故の責任については、開放施設設備の瑕疵にもとづくものを除き利用者相互の責任であることについても、利用者の理解を十分に得ておくことが望ましい。”⁽¹⁰⁾

概ね妥当な提言であるが、これまで述べたような私見によれば発生した事故の責任が原則として利用者相互の責任であると断定することについてはまだ疑問が残るといえることである。

註

- (1) 川口頼好『逐条解説・スポーツ振興法』1961、柏林書房、64頁。
- (2) 江田忠「学校施設の利用」河野重男他編『社会教育事典』1971、第一法規、345頁。
- (3) 保険体育審議会「体育・スポーツの普及振興に関する基本方針について」全日本社会教育連合会編『社会教育審議会答申集』1975、全日本社会教育連合会、197頁。
- (4) 前掲、201頁。
- (5) 社会教育審議会「在学青少年に対する社会教育の在り方について」全日本社会教育連合会『社会教育審議会答申集』1975、全日本社会教育連合会、170頁。
- (6) 前掲、187頁。
- (7) 文部事務次官通知「学校体育施設開放事業の推進について」文部省内社会教育行政研究会『社会教育行政必携・昭和64年度版』1988、第一法規、773頁。
- (8) 参照、嘉戸修「学校開放」『文部時報』第1260号(1962、5)、47頁。
- (9) 大木昭一郎「学校施設開放」伊藤俊夫他編『新社会教育事典』1983、第一法規、371頁。
- (10) 大木昭一郎、前掲、372頁。